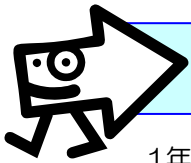


今月は「社会保険料節減方法！」特集です

communis 通信

発行:コムニスサポート有限公司
 〒343-0851 埼玉県越谷市七左町2-241-1-2F
 TEL:048-990-7338 FAX:048-990-7339
 E-mail: info@cmns.jp
 URL: <http://www.cmns.jp>



社会保険料を節減するワザ その② 「昇給月は7月に！」

1年間の社会保険料は、4、5、6月の3ヶ月の平均給与額で決まります。そのため、4～6月に昇給すると、平均給与額があがり、保険料も高くなります。

そこで、下記の例のように昇給月を7月に変更してみましょう。給与は2万円あがりますが、標準報酬月額では1等級の上昇なので、随時改定（月額変更届）の対象になりません。そのため、9月から翌年8月までの1年間、その差額分だけ社会保険料を節減することが出来ます。

【給与250,000円→270,000円へ 昇給した場合】 協会けんぽ（埼玉）・厚生年金加入で算出

標準報酬月額 26万円 保険料 約31,000円	標準報酬月額 1等級UP 保険料 約2,500円UP	標準報酬月額 28万円 保険料 約33,500円
-----------------------------	-------------------------------	-----------------------------



従業員50人の場合：1年間の保険料増加分 **約150万円** が削減可能です

※社会保険料を節減すると、傷病手当金や出産手当金などの給付金や将来の年金額が減額されます。節減対策をお考えの場合は、従業員の方のやる気を損なうことのないよう、メリットとデメリットをよくご検討ください。

ここがポイント！

『1年間で6週間分』の無駄をなくそう！

なんの数字かご存知ですか？

実は、「**ビジネスマンは仕事場で1年間のうち6週間分を探し物に費やしている**」といわれているのです。人件費にすると、一体いくらになるのでしょうか？

【例えば 平均時間単価1,000円の従業員が50人いる会社では】

6週間×週労働時間40時間×1,000円×50人＝年間1,200万円

さらに、社会保険料の会社負担分約12%を加えると

なんと1年間で1,300万円以上の人件費が無駄に！？

そこで

不要な人件費にかかる社会保険料を削減するためにも、会社全体で整理整頓に励みましょう！

整理：乱れた状態を整えて、無駄なもの・要らないものを捨てること

整頓：必要なものが、必要なときにすぐ使えるように、置き方・置き場所を決めること